

(目 的)

第1条 この規程は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、群馬大学生体調節研究所（以下「研究所」という。）から排出される医療廃棄物の管理に必要な事項を定め、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において「廃棄物」とは、廃棄物処理法に規定するごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚でい、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

2 この規程において「医療廃棄物」とは、実験又は研究に伴って発生する廃棄物をいう。

(1) 血液、血清、血漿及び体液（以下「血液等」という。）並びに血液製剤（全血製剤、血液成分製剤）

(2) 解剖及び手術により排出される病理廃棄物

(3) 血液等が付着した鋭利なもの

(4) 病原微生物に関連した試験、検査及び培養に用いられた器具、培地及び動物の死体

(5) 透析器具

(6) その他血液等が付着したもの

(管理責任者)

第3条 医療廃棄物を管理するため、管理責任者を置く。

2 管理責任者は、研究所長とする。

(職員の責務)

第4条 職員は、医療廃棄物の排出を抑制し、管理責任者の施策に協力しなければならない。

(処理計画等)

第5条 管理責任者は、医療廃棄物の種類、発生量等を把握し、適正な処理が行われるよう処理計画を定めるものとする。

2 管理責任者は、医療廃棄物の処理が適正に行われているかどうかを常に把握するとともに、処理に関する記録を作成し、保存するものとする。

(分 別)

第6条 医療廃棄物は、次の各号により分別し、排出するものとする。ただし、第4号により分別するものは、一般廃棄物として取り扱うものとする。

(1) 感染性廃棄物（動物の死体を除く。）及び非感染性廃棄物のうち鋭利なもの、又は内容物が漏洩するおそれのあるもの

(2) 非感染性廃棄物（第1号、第3号及び第4号に掲げるものを除く。）

(3) 動物の死体

(4) 非感染性廃棄物のうち別に定める一般廃棄物として取り扱うことができるもの  
2 前項第1号の分別は、廃棄物の材質により区別するものとする。

(梱包)

第7条 前条第1項第1号に定めるものの梱包は、耐貫通性及び廃液が漏洩しない容器を用いるものとする。

2 前条第1項第2号及び第3号に定めるものの梱包は、内容物が飛散しない容器を用いるものとする。

(表示)

第8条 前条第1項の規定により梱包した容器には、感染性廃棄物である旨を表示するものとする。

(保管)

第9条 医療廃棄物の保管は、短期間とする。

2 医療廃棄物の保管場所は、関係者以外の者が立ち入らないように配慮し、一般廃棄物と区別して保管するものとする。

(処理等)

第10条 研究所において発生する第6条第1項第1号及び第2号に規定するものは、廃棄物処理法に定める委託基準に基づき、産業廃棄物処理業の許可を受けた業者に委託し処理するものとする。

2 第6条第1項第3号に規定するものは、群馬大学大学院医学系研究科附属生物資源センターの施設及び設備を用いて処理するものとする。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、医療廃棄物の処理について必要な事項は、管理責任者が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。